

等々力緑地再編整備・運営等事業に係る条例環境影響評価準備書等の写しの縦覧を行います

川崎市環境影響評価に関する条例に基づき、等々力緑地再編整備・運営等事業に係る条例環境影響評価準備書及び要約書の写しの縦覧を次のとおり行います。

1 指定開発行為の名称及び種類

名称：等々力緑地再編整備・運営等事業

種類：都市計画法第4条第12項に規定する開発行為（第1種行為）

埋立て（第3種行為）

商業施設の新設（第1種行為）

大規模建築物の新設（第1種行為）

2 指定開発行為実施者

名称：川崎とどろきパーク株式会社

代表者：代表取締役 小井 陽介

住所：神奈川県川崎市中原区小杉町三丁目472番地

3 公告日

令和6年9月2日（月）

4 条例環境影響評価準備書及び要約書の写しの縦覧

(1) 縦覧期間

令和6年9月2日（月）から10月16日（水）まで

(2) 縦覧場所及び時間

中原区役所（5階） 午前8時30分から午後5時まで。土曜日、日曜日及び祝日は除く。

環境局環境対策部環境評価課（市役所本庁舎20階） 午前8時30分から午後5時15分ま

で。土曜日、日曜日及び祝日は除く。

※縦覧開始日（9月2日）は、午前10時から縦覧を行います。

*上記期間中、本市ホームページに当該準備書及び要約書の内容を掲載します。

<https://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/29-2-12-1-0-0-0-0-0-0.html>



検索 川崎市 アセス図書の公表

5 事業内容等に関する問合せ先

名称：川崎とどろきパーク株式会社

住所：神奈川県川崎市中原区等々力1番1号

等々力球場インフォメーションセンター内事務所

電話番号：044-711-2522

6 備考

「条例環境影響評価準備書」とは、環境影響評価の結果について、環境保全の見地から市民等の意見を聴くための準備として指定開発行為者が作成した図書です。

問合せ先

川崎市環境局環境対策部環境評価課 鈴木

電話 044-200-2152



川崎市は持続可能な開発目標(SDGs)を支援しています。

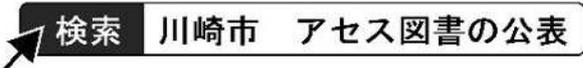


環境アセスメントに係るお知らせ

令和6年9月2日

川崎市環境影響評価に関する条例第19条に基づき、等々力緑地再編整備・運営等事業に係る条例環境影響評価準備書及び要約書の写し（以下「条例準備書」）の縦覧を次のとおり行います。

※「条例準備書」とは、環境影響評価の結果について、環境保全の見地から市民等の意見を聴くための準備として指定開発行為者が作成した図書です。

指定開発行為の基本的事項	指定開発行為者	川崎とどろきパーク株式会社 代表取締役 小井 陽介 神奈川県川崎市中原区小杉町三丁目472番地
	名称	等々力緑地再編整備・運営等事業
	種類	都市計画法第4条第12項に規定する開発行為（第1種行為） 埋立て（第3種行為） 商業施設の新設（第1種行為） 大規模建築物の新設（第1種行為）
	実施区域	川崎市中原区等々力1番ほか
	目的	等々力緑地の再編整備
	内容	区域面積：約43.7ha 延べ面積：約154,980㎡
	施行期間	令和7年夏前後（着工予定）～令和13年3月（完了予定）
縦覧のお知らせ	縦覧期間	令和6年9月2日（月）から令和6年10月16日（水）まで
	縦覧場所及び時間	中原区役所（5階） 午前8時30分から午後5時まで。土曜・日曜及び祝日は除く。 環境局環境対策部環境評価課（市役所本庁舎20階） 午前8時30分から午後5時15分まで。土曜・日曜及び祝日は除く。 ※縦覧開始日（9月2日）は、午前10時から縦覧を行います。
	意見書の提出	縦覧中の条例準備書について、環境の保全の見地から御意見のある方は、川崎市環境影響評価に関する条例第21条第1項の規定に基づき、縦覧期間中に、意見書を提出することができます。 意見書の提出方法、意見書の取扱い等については、各縦覧場所の図書に備えられている意見書用紙、もしくはホームページをご覧ください。
	ホームページ	ホームページから条例準備書の閲覧、意見書の提出ができます。   https://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/29-2-12-1-0-0-0-0-0-0-0.html
意見書提出先・問合せ先	川崎市環境局環境対策部環境評価課（市役所本庁舎20階） 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話：044-200-2156 ファクス：044-200-3921 Eメール：30kanhyo@city.kawasaki.jp ※意見書は電話、ファクス、Eメールでは受け付けていませんので御注意ください。	